



ひと、くらし、
みらいのために

Niigata Labour Bureau

厚生労働省 **新潟労働局**

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月1日

【照会先】

新潟労働局労働基準部監督課

監督課長 遠藤 勇樹

主任監察監督官 野口 忠司

(代表電話) 025(288)3503

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導等の状況を公表します

～ 監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは74.1%～

新潟労働局は、このたび、新潟県内の労働基準監督署が、令和2年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和2年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 112 事業場（実習実施者）のうち 83 事業場（74.1%）。

主な違反事項は、使用する機械等の安全基準 31 件（27.7%）、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 25 件（22.3%）、労働時間 18 件（16.1%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

新潟労働局においては、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

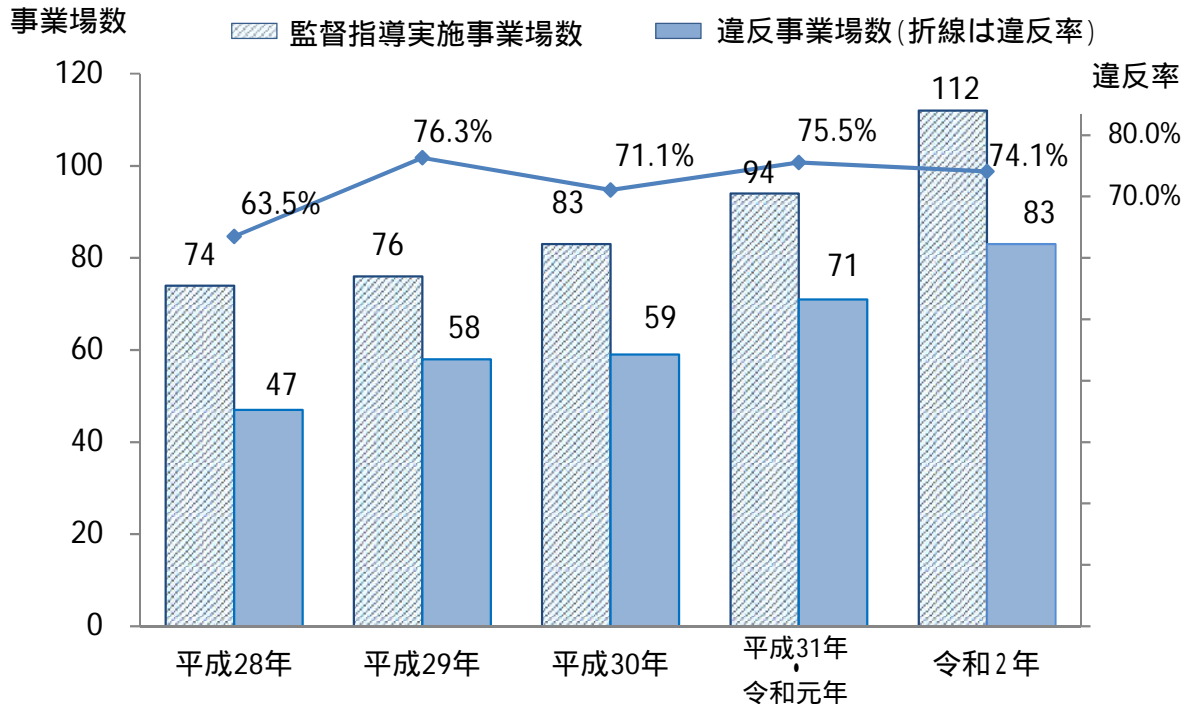
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和2年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和2年）

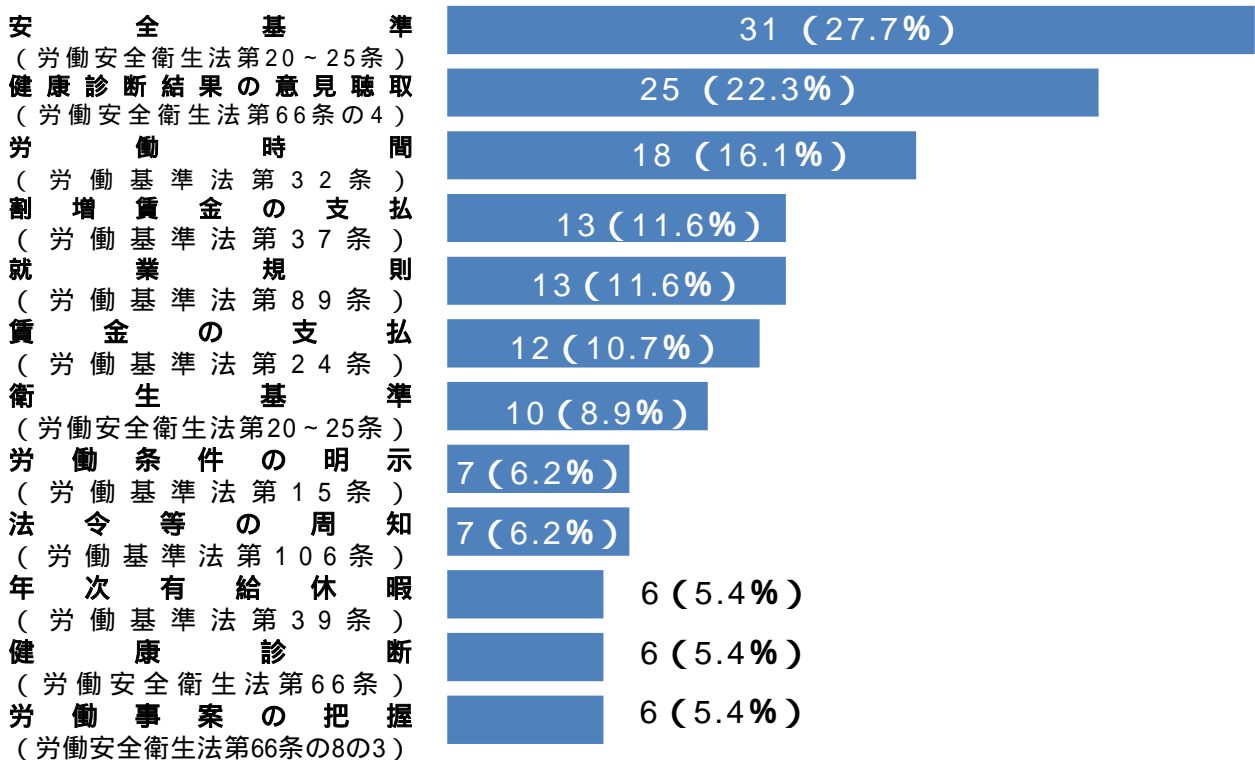
1 監督指導の状況

新潟県内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して112件の監督指導を実施し、その74.1%に当たる83件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、使用する機械等の安全基準（27.7%）、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（22.3%）、労働時間（16.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	46	30 (65.2%)	安全基準 13(28.3%)	健康診断結果 の意見聴取 12(26.1%)	労働時間 6(13.0%)
食料品製造	22	18 (81.8%)	安全基準 9(40.9%)	賃金の支払 6(27.3%)	労働時間 5(22.7%)
繊維・衣服	13	10 (76.9%)	健康診断結果 の意見聴取 5(38.5%)	割増賃金の 支払 3(23.1%)	年次有給休暇 3(23.1%)
建設	19	16 (84.2%)	健康診断結果 の意見聴取 6(31.6%)	安全基準 5(26.3%)	賃金の支払 3(15.8%)
<参考> 全業種	112	83 (74.1%)	安全基準 31(27.7%)	健康診断結果 の意見聴取 25(22.3%)	労働時間 18(16.1%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

災害を契機に監督指導を実施し、フォークリフトとの接触防止等について指導

概要

- 建設業の事業場において、倉庫作業中の技能実習生がフォークリフトと接触し負傷した労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、フォークリフトについて、接触防止措置が講じられていなかった。

指導内容

- 1 フォークリフトで作業を行うときは、フォークリフト又はその荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないための措置を講じなければならないことを是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の7（接触の防止）

指導の結果

- 接触防止のため、フォークリフトが発進する前の合図について、技能実習生にもわかりやすいように警笛を鳴らす方法とした。
- 朝礼時にフォークリフト作業の危険予知活動を実施することとした。
- フォークリフトの安全運転に関するポスターを事業場内に掲示した。

事例 2

情報に基づいて夜間の調査を実施し、違法な時間外労働について指導

概要

- 繊維製品製造業の事業場について、技能実習生の長時間労働に係る情報に基づき事業場に対し立入調査を実施したところ、タイムカードの記録上は長時間労働が認められなかった。
- そのため、夜間の調査を実施し、午後9時頃まで労働が行われていることを確認した。後日の立入調査において、事業主は、タイムカードが2枚あり、月100時間を超える時間外労働を行わせていたことを認めた。

指導内容

- 1 36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせてはならないこと及び1か月100時間以上の時間外・休日労働を行わせてはならないことについて是正勧告し、また、過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）
労働基準法第36条違反（時間外労働の上限規制）

指導の結果

- 業務計画の見直しにより、時間外労働の削減が図られ、36協定の限度時間内に抑えられるようになった。

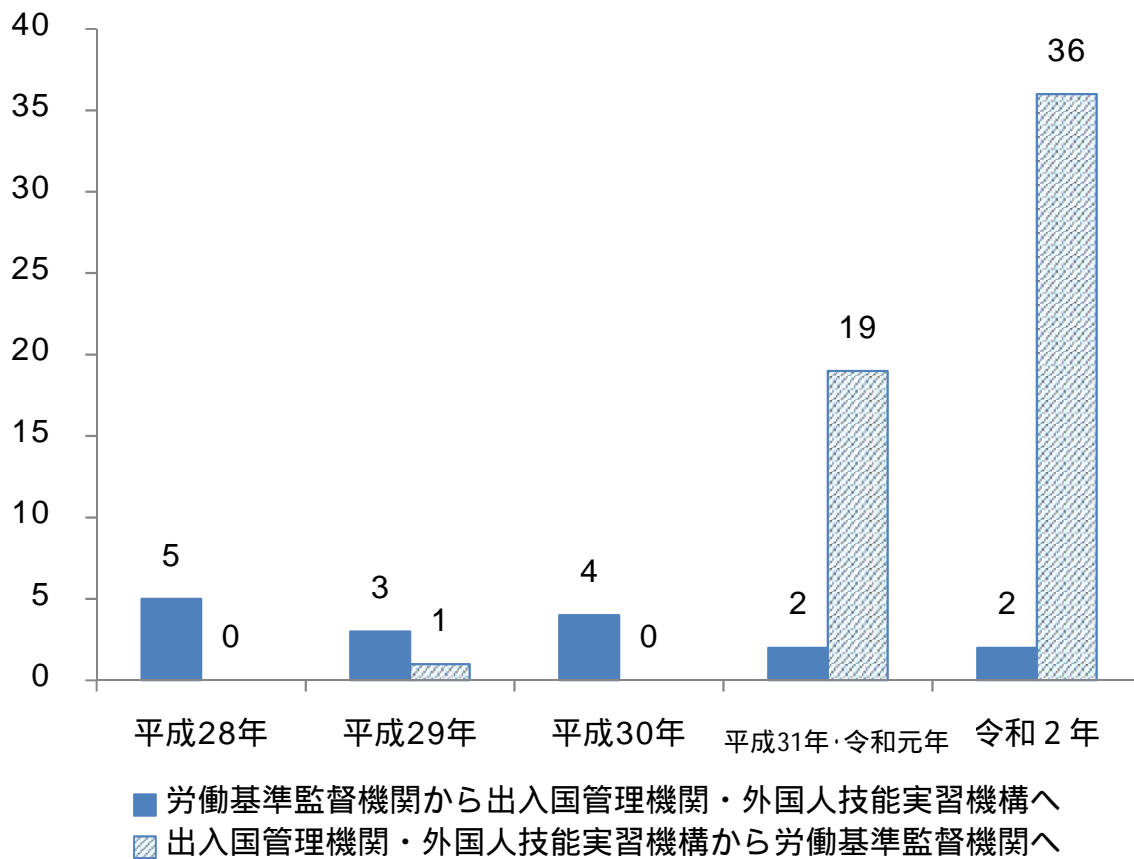
2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は2件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（ 2 ）された件数は36件である。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



（注）平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案8件を含む。

労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、実習実施者に対し、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。